

諮問番号：諮問第 282 号

答申番号：答申第 282 号

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市小倉北福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 62 条第 3 項の規定に基づく保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- （1）審査請求書の別紙として添付した診断書の内容を鑑みて、審査請求人が保有する自動車（以下「本件自動車」という。）の処分は不要又は自立後の通院、通勤等生命の維持に必要な移動手段と認めてもらいたい。
- （2）生活保護（以下「保護」という。）が停止されると、保護受給前の状況に戻ってしまい、再び病院や薬局への代金未納になり、今日まで少しずつ返納してきた分を含め、障害年金だけでは最低限の生活、生命の維持も困難な状態に戻る。
- （3）過去 2 回、いのちネットワークを通じて保護申請のため窓口に行き、本件自動車は通院に使用している状態で、パニック障害もあり公共交通機関が利用困難であることを伝えたが、本件自動車の処分ができなければ受け付けられないと言われた。

今回は、コロナ禍の自動車に対する容認があったため保護申請ができて、就労が決まり当初よりも自立安定が見えてきたら、通院、通勤に使用できるようにする目標であるため、本件自動車を処分することはできない旨を処分庁の職員にも計画として相談していた。

このように、本件自動車がなければ通院できないことは当初段階から話していたのに、バスでの通院しか認められず、自費で行くよう指示があったが、バスでの通院途中にパニック状態になり、バスを停止してもらい、飛び降りて道端にうずくま

ってしまったことがある。その時は、通行人がタクシーを呼んでくれて帰宅できたが、スマートフォンは停止状態で処分庁にも連絡できず、以前の同居人に処分庁への連絡を依頼したが、処分庁の職員から1か月も放置され、不安希死念から自傷する状態まで悪化した。

処分庁の職員が1か月经つ頃に自宅に来て、現病院の医師の許可があれば他院への受診・入院に従うかと問われたので、当該医師に現状を診てもらい必要と言われたら従うと答え、翌日ようやく現病院へ通院した。当該医師からは、他院への受診は構わないが、入院は許可していないので気を付けるようにと言われた。

(4) 令和6年3月19日の弁明の機会の付与の場において、障害者でパニックの不安があるため公共交通機関が利用できないことを説明したが、受け止められていない。

(5) 保護停止により医療扶助及び通院移送費（タクシー代をいう。以下同じ。）を受けられなくなった現状においては、治療が不可能であり、仮に国民健康保険料を負担しても通院できないので、無保険の状態にある。保護停止の早期解除を望む。

2 審査庁の主張の要旨

処分庁は、法第62条の規定及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第11の2の(4)の定めに則って本件処分を行ったものと認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分の前提となる法第27条第1項の規定による指導指示の内容、本件処分の程度及び本件処分に至る手続に違法又は不当な点がないかということにあるので、以下判断する。

1 法第27条第1項の規定による指導指示の内容について

局長通知第11の2の(1)は、保護受給中の者については、随時、必要な助言、指導を行うほか、特に「資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき。」等のような場合においては、必要に応じて法第27条の規定による指導指示を行うこととする旨を定めているところ、本件自動車については、1年以上にわたり自動車検査（以下「車検」という。）を受けていない状態であり、毎

月の駐車場代が固定費として発生していることから、本件処分の前提となる法第 27 条第 1 項の規定による本件自動車の処分指導（以下「本件処分指導」という。）の内容に不合理な点はない。

なお、保護受給期間は原則として自動車の保有・使用は認められないが、審査請求人の場合は、就労により保護から脱却することが見込まれたので、処分庁は、保護開始から 1 年間にわたって本件処分指導を保留した上で、当該保留期限到来後自立に至らなかったとして速やかに本件処分指導を行うこととしたものであるという事実が認められる。

したがって、処分庁が、審査請求人に対し、本件処分指導を行ったことに不合理な点はない。

2 本件処分の程度について

法第 62 条第 3 項は、保護の実施機関は、被保護者が同条第 1 項の法第 27 条の規定による指導又は指示に従う義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる旨を定めている。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第 11 の問 1 の答は、被保護者が書面による指導指示に従わない場合において、指導指示の内容が比較的軽微なときは、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこととし、保護の変更によることが適当でない場合は保護を停止することとする旨を定めている。

そこで、本件処分指導の内容が比較的軽微なものに該当するか否かについて判断すると、本件処分指導は法第 4 条に規定する保護の補足性を実現するために必要不可欠なものであるため、その内容が比較的軽微とは認められない。

したがって、処分庁が「保護の変更によることが適当でない場合」に該当するとして保護を停止する本件処分を行ったことに不合理な点はない。

3 本件処分に至る手続について

局長通知第 11 の 2 の (4) は、法第 27 条の規定による指導指示は、口頭により行うことを原則とし、これによって目的を達せられなかったとき等は文書による指導指示を行うこととする旨及び文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第 62 条により所定の手続を経た上で保護の変更、停止又は廃止を行うこととする旨を定

めている。

処分庁は、口頭による指導指示を行ったが、審査請求人が従わなかったため、ケース診断会議を開催の上、2回にわたって文書による指導指示を行ったことが認められる。

そして、審査請求人が文書による指導指示にも従わなかったため、ケース診断会議を開催の上、法第62条第4項に規定する弁明の機会を付与し、本件処分を行ったことが認められる。

したがって、処分庁は、法第62条の規定及び局長通知第11の2の(4)の定めに則って本件処分を行ったものと認められ、違法又は不当な点は認められない。

4 その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年6月5日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和7年8月18日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

- 1 法第27条第1項では、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導指示ができる旨が規定されているところ、局長通知第11の2の(1)では、特に、資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠っている場合等に、指導指示を行うこととする旨が定められている。

本件自動車については、車検を受けておらず、自動車損害賠償責任保険に未加入であり、運行できない状態であったにもかかわらず、毎月の駐車場代が固定費として発生していたことから、処分庁が本件処分指導を行ったことに不合理な点はない。

- 2 また、法第62条第1項では、保護の実施機関が法第27条の規定による指導指示をしたときは、被保護者は当該指導指示に従わなければならない旨が、法第62条第3項では、保護の実施機関は、被保護者が同条第1項の指導指示に従う義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる旨が、それぞれ規定されている。そして、課長通知第11の問1の答において、被保護者が書面による法第27条の規定

による指導指示に従わない場合の取扱いの基準が示されており、同答１において、指導指示の内容が比較的軽微なときはその実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うことされ、同答２において、保護の変更によることが適当でない場合は保護を停止することとされている。

事件記録によれば、処分庁は、審査請求人が本件自動車の処分指示に従わないことから、法第 27 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 8 月 16 日付け及び同年 10 月 11 日付けで書面により指導指示を行ったが、審査請求人は、保護の実施機関である処分庁によるこれらの指導指示に従わなかったことが認められる。そして、本件指導指示の内容は財産の処分指示に関するものであり、軽微なものとは認められない。

よって、処分庁が、保護の変更によることが適当でない場合に該当するとして、審査請求人に対する保護を停止したことに不合理な点はない。

- 3 そのほか、本件処分に至る手続をみても、違法又は不当な点は認められず、本件処分に影響を与える事情もないので、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第 1 のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第 3 部会

委 員 井 上 禎 男

委 員 井手上 治 隆

委 員 森 美知子